

○津山工業高等専門学校防火対策委員会規程

〔平成18年2月28日〕
規程第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校防火管理規程（昭和44年規程第3号）第3条第2項の規定に基づき、津山工業高等専門学校防火対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 消防隊の編成確立及び関連事項の整備に関する事項
- (2) 建物防護制度に関する事項
- (3) 巡廻制の確立に関する事項
- (4) 火災予防に関する事項
- (5) その他防火に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 防火管理者
- (3) 教務主事，学生主事及び寮務主事
- (4) 事務部長，総務課長及び学生課長
- (5) その他校長が必要と認めた者 若干名

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、校長をもって、副委員長は、事務部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(事務)

第5条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。